

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 6月17日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	補機冷却海水系ポンプ吐出ヘッド圧力検出元弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	ダスト放射線モニタ監視システムにおいて、サーバ計算機の異常が認められたため、当該計算機を点検・修理。	GⅢ	
3	1号機	換気空調系原子炉建屋排風機(B)において、サクシオンペーン駆動用ピストン内のシールリングから空気の漏れが認められたため、当該駆動用ピストンを点検・修理。	GⅢ	
4	1号機	常用照明分電盤(LP-1R34)において、絶縁不良の負荷(CKT-17)が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
5	2号機	残留熱除去系熱交換器(A)出口導電率記録計において、当該導電率検出器の汚れによる指示不良が認められたため、当該検出器を点検・清掃。	GⅢ	
6	4号機	換気空調系コントロール建屋中央制御室加湿器において、液位発信器の不良(「水位高」の誤警報発生)が認められたため、当該液位発信器を点検・修理。	GⅢ	